

第二次新温泉町情報化計画

新温泉町

平成24年3月

目次

第1章	情報化計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画期間	2
第2章	情報化の現状と課題	3
1	ICTに関する社会・経済の動向	3
2	国の動向	4
3	県の動向	4
4	新温泉町における情報化の現状	5
5	新温泉町における情報化の課題	8
第3章	情報化の基本理念と目標	10
1	情報化の基本理念	10
2	情報化の目標	10
3	施策の体系	11
第4章	情報化推進施策の展開	12
1	人と人との豊かな関係づくり《自立と協働》	12
2	安心な暮らしづくり《安心》	20
3	こころ豊かな人づくり《誇り・生きがい》	23
4	豊かな地域産業づくり《活力》	25
5	住みたくなる環境づくり《快適・生活環境》	26
第5章	計画推進にあたって	28
1	推進体制	28
2	留意事項	29
資料		31
1	新温泉町情報化推進本部設置要綱	31
2	新温泉町情報化推進委員会設置要綱	32
3	新温泉町情報化推進委員会委員名簿	33
4	第二次新温泉町情報化計画策定経緯	34
5	用語解説	35

第1章 情報化計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本町においては、平成19年度に「新温泉町情報化計画（以下「第一次情報化計画」という。）を策定し、平成23年度までの5年間の計画期間の中で、情報化に関する施策を展開してきました。また、第一次情報化計画は、「浜坂町」と「温泉町」が合併し、「新温泉町」としての情報化の方向性を初めて示したものでした。

本町はこれまでに、この第一次情報化計画に基づきインターネット接続環境の整備、携帯電話通信不能地域の解消など、高度情報化社会への対応を図るための基盤整備をはじめ、図書館の蔵書検索システムや町ホームページでの映像配信サービスの導入など、直接住民サービスの向上に寄与する情報システムの整備並びに行政内部の情報システムの統合に努めてきました。

一方、計画策定から5年が経過し、この間のICT（情報通信技術）の進展は著しく、スマートフォンをはじめとした新たな情報通信機器の登場や、Twitter（ツイッター）などに代表されるSNSは、国内で数千万人が利用するサービスへと普及しており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、安否確認や被災者支援のために使われるなど最も注目を集めたメディアでした。さらには、光ファイバを中心とする超高速ネットワークの普及やクラウドの出現によるサービスモデルの転換など、情報化を取り巻く環境は大きく変化してきており、ICTは日常生活や社会活動に大きな影響を与え、私たちの生活の中で必要不可欠なものとなってきています。

こうした中、将来にわたり継続的に本町の情報化を発展させていくためには、これらの社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、本町の情報化を総合的かつ計画的に進めるための新たな指針が必要であることから、「第二次新温泉町情報化計画」を策定するものです。

2 計画の目的

地域社会においては、少子高齢化の急速な進展や過疎化・地域活力の低下等多くの課題を抱える中で、住民のライフスタイルや行政へのニーズは高度化・多様化しており、行政の情報化が果たす役割は一層重要性を増しています。情報化によりICTを活用し、利用者の視点に立った利便性の向上や満足度の高いサービスを提供することはもちろん、行政においても事務の簡素化、透明性の向上を図り効率的な自治体運営を確立する必要があります。

本計画は、第一次情報化計画の基本的な方針を引き継ぎ、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続きのオンライン化及び情報通信ネットワークを通じた情報の共有、さらにはICTを活用した危機管理体制の構築を重点的に推進します。

また、行政及び地域の情報化を総合的、体系的に推進するための基本的な考え方や方

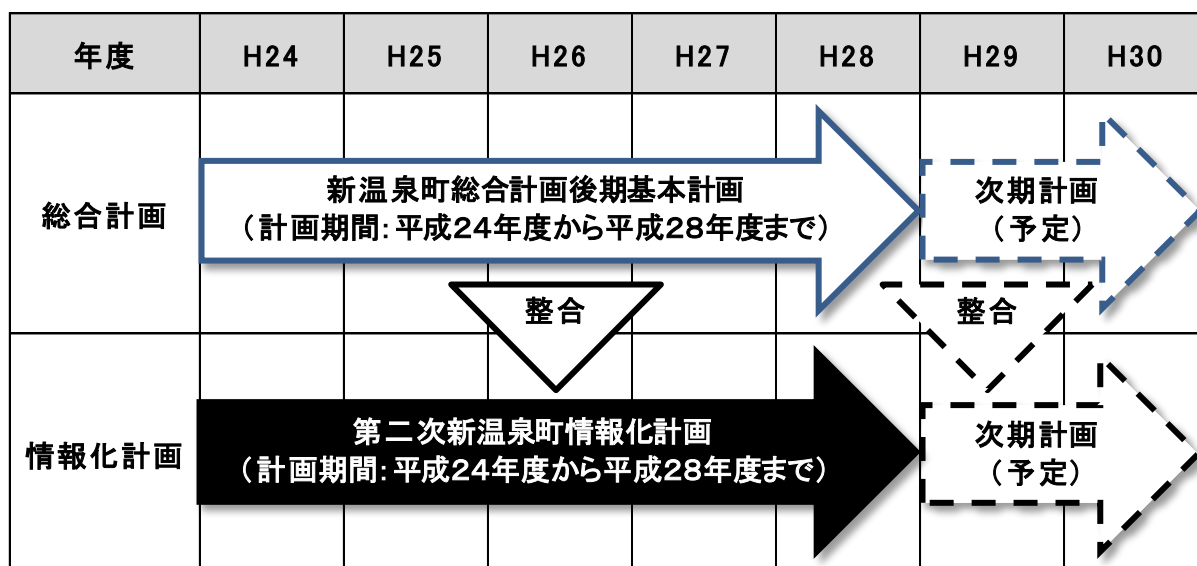
向性を明確にするとともに、住民と行政が相互に連携・協働して地域課題の解決にあたるための体制を整備し、情報通信基盤やシステムの整備、各種情報の提供を行う地域の情報化を推進します。

そのため、本計画は、新温泉町総合計画の目指すまちの将来像「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」の実現を情報化の側面から支援し、5本のまちづくりの基本方向を実現するために必要な情報化施策を積極的に展開することを目的とします。

3 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

※ただし、本計画は毎年度見直し、改定を行うものとします。



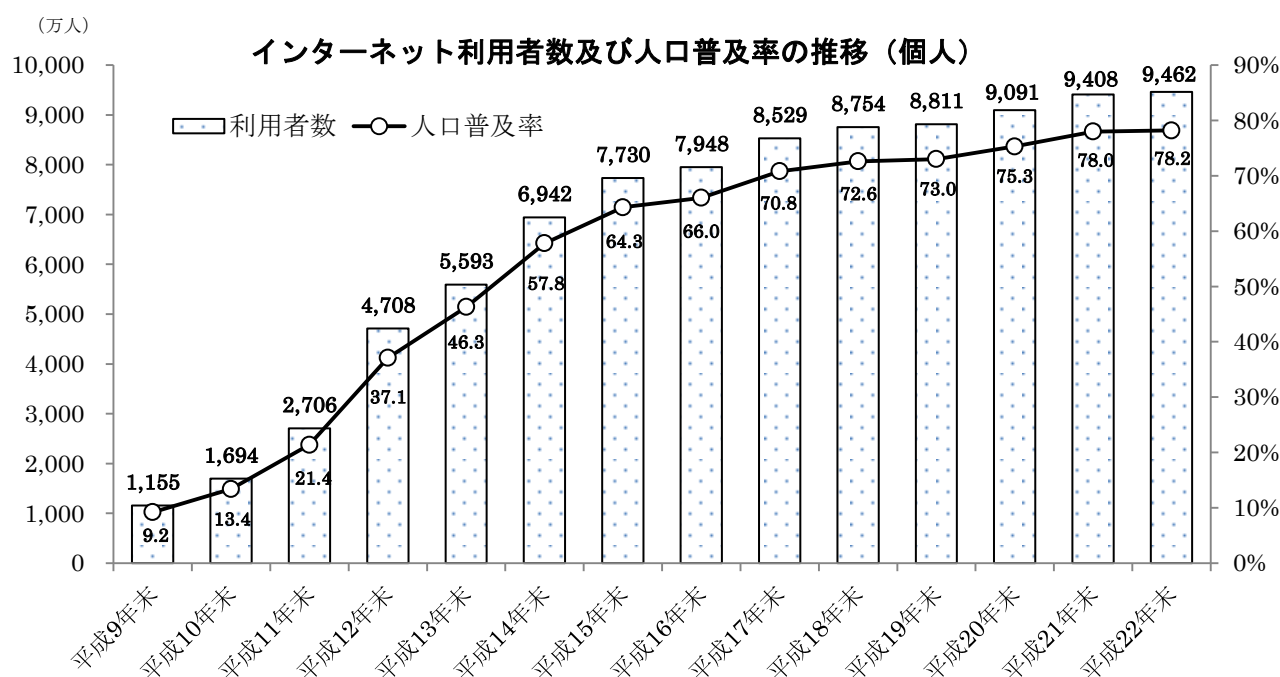
第2章 情報化の現状と課題

1 ICTに関する社会・経済の動向

インターネットをはじめとするICTは、この数年間でめまぐるしい進歩を遂げています。インターネット利用人口は、平成22年度末で9,462万人に達し、人口普及率は78.2%に達しています（平成23年版 情報通信白書より）。また、携帯電話の加入契約者数も、平成23年12月末で1億2,556万件、普及率98%に達しています（総務省 電気通信サービスの加入契約数等の状況より）。インターネット接続では、光ファイバ網による高速ブロードバンド化やスマートフォン、タブレット型コンピュータといったモバイル端末からの接続が急速に普及し、職場や家庭だけでなく移動中を含めたあらゆる状況で「いつでも、どこでも、誰でも」インターネットを利用できる環境となりました。このようにインターネットや携帯電話は、もはや生活の必需品として定着したといえます。

こうした中、地上デジタルテレビ放送への完全移行も終了し、データ放送機能によるオンデマンドの情報提供が可能になるなど、放送・通信の融合が一層進展しました。今後も利用者の視点に立った多様なサービスの提供がされることで、国民のすべてがICT化等、技術革新のメリットを享受できるようになることが期待されています。

一方で、こうしたICTを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差（デジタルデバイド）の解消や、インターネットの普及によるコンピュータウィルス被害の拡大、不正アクセス等によるネット犯罪や個人情報の流出など、事件・事故が日常的に発生しており、ICTをより身近なインフラとして定着させ、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが必要になっています。



資料：総務省 平成22年通信利用動向調査

2 国の動向

国は2001年（平成13年）からIT基本法に基づき、各種戦略、計画を策定し、日本を世界最先端のIT国家とするためのさまざまな施策に取り組んできました。当初の「e-Japan 戦略」では、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目標として、IT基盤の整備に重点を置いた施策を展開し、2003年（平成15年）には「e-Japan 戦略Ⅱ」を策定し、これまでの基盤整備から利活用促進に重点を置いた取り組みが行われました。

そして、2006年（平成18年）に策定された「IT新改革戦略」では、「いつでも、どこでも、誰でも情報通信技術の恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、ITによる構造改革を推進してきました。続いて2009年（平成21年）には、2015年（平成27年）を年次目標として、誰もがデジタル技術の恩恵を実感できる「人間中心のデジタル社会の実現」を目標とした「i-Japan 戦略2015」を策定しました。さらに、2010年（平成22年）5月には、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開を重点戦略、の3本の柱を目標として、「新たな情報通信技術戦略」を策定し、新たな国民主権の確立に取り組んでいます。

上記の計画に併せて、2007年（平成19年）に「新電子自治体推進指針」を策定し、2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標として、地方自治体がその実現に向けた施策を推進する上での方向性を示しました。さらに、2011年（平成23年）8月には、「電子行政推進に関する基本方針」を決定し、今後の電子行政推進の基本的な視点・方向性を示すとともに、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、災害等の非常時も含め、安定的・継続的に行政サービスが提供されるよう、必要となる行政情報システムの運用継続の観点に留意することが示されました。

3 県の動向

兵庫県では、2001年（平成13年）に「ひょうごIT戦略」を策定し、「県民誰もがIT革命の成果を享受できる地域社会の実現」を目指して、地域の基幹的な情報通信基盤である兵庫情報ハイウェイの整備をはじめ、県民生活や産業、行政の各分野の情報化推進に取り組んできました。

続いて、「ひょうごIT戦略」を引き継ぐ形として2004年（平成16年）に「ひょうごIT新戦略」を策定しました。この戦略では、「情報交流社会“ひょうご”の実現」を目標とし、ブロードバンド化の急速な進展など社会経済情勢の変化に対応した「コミュニティの情報化」「産業の情報化」「自治体の情報化」の推進を図ってきました。

そして、2007年（平成19年）には、インターネットの急速な普及・定着に伴うコミュニケーションの変革の流れに対応するため、「ひょうご情報交流戦略」を策定しました。この戦略では、「すべての県民が情報通信の最新の成果を実感できる社会の実現」を目指し、「暮らしと産業の活性化」、「行政サービスの向上と効率化」、「情報利用環境の高度化」を3本柱として現在まで取り組みが行われています。

この他にも、県と市町が一体となって行政の情報化を推進するため、2002年（平成14年）に「兵庫県電子自治体推進協議会」を設立し、市町が共通して利用できる電子申請システムなど共同運営システムの構築や総合情報ネットワークの整備、さらにはこれらの利活用の推進や普及啓発等の取り組みを進めています。

4 新温泉町における情報化の現状

本町の情報化の現状は、温泉地域では合併直前の2005年（平成17年）4月、公設公営のケーブルテレビ事業「夢ネット」がスタートし、温泉地域の全世帯でテレビ放送の再送信、自主放送の視聴、インターネット、音声告知サービスの利用が可能になるなど、情報通信基盤の整備が進みました。一方、浜坂地域では、テレビ共同受信設備やインターネット通信環境、防災行政無線など個別に基盤整備が行われており、夢ネットを浜坂地域へ延伸することで、両地域の情報基盤の統一と町の一体化を図る計画でしたが、合意が得られず中止となった経過があります。このことから、両地域間において提供する情報やサービスに格差が生じています。

これまでの主な取り組みとして、まずテレビについては、平成23年7月の地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、国等と連携しながら住民への啓発や受信対策等を実施し、いわゆる「地デジ難民」が発生しないよう努めてきました。また、インターネット通信環境については、温泉地域では夢ネットによるインターネット接続速度の改善を図り、浜坂地域では民設民営によるブロードバンド整備を実施し、光ファイバによる超高速インターネット接続が可能となりました。携帯電話通話不能地域解消への取り組みでは、町が事業主体となり携帯電話基地局を整備するとともに、各事業者の自助努力により町内のほとんどの地域で携帯電話の利用が可能となりました。対照的に防災情報の伝達手段については整備が遅れており、温泉地域では夢ネットの音声告知システムを通じて各戸に伝達していますが、浜坂地域では防災行政無線で構成されたシステムを採用していることから、町全域への一元的な伝達ができないのが現状です。

一方、本町の業務システムは、住民情報をデータベースにもつ基幹系システムと行政内部の情報共有を目的とする情報系システムで構成されています。基幹系システムは、ホストコンピュータによるオンラインシステムを中心に構成しており、その主なものとして、住民基本台帳、税務情報、国民健康保険、年金など住民を対象とするシステムで構成されています。このシステムは各業務システムがそれぞれ単体で動作するのではなく、各システムが連携し、情報の共有化を図るとともに、めまぐるしく変化して複雑化する制度改正等に対応しながら、住民サービスの向上と行政事務の効率化に貢献しています。また、情報系システムは、その主なものとして財務会計システムや給与システムなど町の内部管理事務に係るシステム、庁内のネットワークを活用した職員間の電子メールや掲示板などのグループウェアがあり、事務処理の迅速化や行政情報の適正管理等の面で効果を発揮しています。

主な既存の情報システム

	システム名	システムの概要	稼働時期
町 独 自 シ ス テ ム	新温泉町イントラネットシステム	文書管理のデータベース化や公用車等の管理業務を行い、情報伝達の効率化とデータの共有化を行うシステム	平成17年10月～
	財務会計システム	予算執行状況をデータベース化し、歳入、歳出及び決算管理などをオンラインにより行うシステム	平成17年10月～
	総合行政システム	住民情報を基本とした住民票、税、国民健康保険、国民年金、介護保険などの情報をデータベース化し、オンラインにより窓口等の端末で即時処理するシステム 〔稼働システム〕 住民基本台帳、住民登録外管理、印鑑証明、住民税、ごみ手数料、交通災害共済、保育料、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険資格、収滞納業務、介護保険、福祉医療（老人・乳児）、障害者福祉、児童手当、国民年金、下水道負担金、下水道使用料、温泉使用料、水道使用料、住宅使用料、学齢簿管理、幼稚園、人事・給与、旅費、選挙、農業委員会選挙、但馬海区選挙、起債、農家台帳、給食費管理	平成17年10月～
	総合医療情報システム	医事会計等全般の情報をデータベース化し、窓口業務のレスポンスの向上、請求事務（診療報酬）の時間短縮、患者サービスの向上、投薬、会計等の待ち時間の短縮を図るシステム	平成17年10月～
	固定資産地番検索システム	各種資料、調書等、固定資産評価業務による成果品をパソコンにより管理するシステム	平成17年10月～
	家屋評価計算システム	課税業務の基礎資料となる図面データと属性データを関連づけて管理し、照会、調査、評価事務等を支援するシステム	平成17年10月～
	介護事業者支援システム（WINCAR）	介護保険制度化のケアマネジメントや介護報酬制度などの事務の円滑化を図るシステム	平成17年10月～
	福祉・健康管理総合システム	高齢者保健福祉台帳を整備するシステム	平成17年10月～
	介護給付費請求システム	介護報酬請求及び利用者データの管理システム	平成17年10月～
	図書館情報システム	図書の貸出し、返却、資料検索などのシステム	平成17年10月～
	農家基本台帳システム	農地に関する情報をデータベース化し、農業委員会の議案作成や許可業務を管理するシステム	平成17年12月～
	包括支援システム（ほのぼの）	各種介護サービスや福祉サービスを円滑に提供するためのシステム	平成18年4月～

システム名		システムの概要	稼働時期
国 県 の 提 供 シ ス テ ム	児童手当勘定業務関連システム	厚生労働省に対して報告する事務交付金、国庫負担金の申請等に使用し、事務の簡素化を図るシステム	平成17年10月～
	認定支援ネットワークシステム	要介護状態または要介護支援状態にある者の心身の状況に関する調査、介護認定審査会等の意見等を整理し、今後の要介護認定等にかかる事務に反映させるシステム	平成17年10月～
	水道（用水供給）事業計画調査システム	新規または継続事業を予定している水道事業及び水道用水供給事業の調査を行うシステム	平成17年10月～
	水道統計調査システム	水道事業の業務、施設の概況を調査するためのシステム	平成17年10月～
	教育の情報化ミレニアム・プロジェクト	教育用コンピュータの整備、インターネットへの接続、校内LANの整備、教員研修の実施等、教育の情報化システム	平成17年10月～
	国民年金被保険者情報照会システム	社会保険業務センターが保有する国民年金被保険者の情報を紹介できるシステム	平成17年10月～
	兵庫県災害対応総合ネットワークシステム	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速、的確な応急対応の実現及び市町、消防本部等との情報交換の円滑化による救急救援活動等の支援に活用するシステム	平成17年10月～
	国民健康保険事業実績報告書作成システム及び調整交付金システム	国民健康保険療養給付費等負担金、老人保健医療費拠出金負担金及び介護納付金負担金等に関する国庫・県費の申請書、実績報告書など計算が複雑で膨大な書類を、各項目が連動し正確にできるシステム	平成17年10月～
	地方税ポータルシステム（eLTAX）	加入者からの個人住民税（給与支払報告書）・法人町民税申告書・固定資産税（償却資産）申告書、年金保険者からの公的年金データ、年金特徴情報を授受するシステム	平成21年10月～ （年金特徴情報） 平成22年12月～ （申告書）
	国税連携システム（eTAX）	所得税の申告書データ（確定申告書、修正申告書、更正請求書等）、及び地方間で地方税データを授受するシステム	平成23年1月～
広域行政の提供システム	新温泉町緊急通報システム 一人暮らしの高齢者、重度身体障がい者等が、自宅に設置した無線発信機により緊急通報センターに通報できるシステム	平成17年10月～	

5 新温泉町における情報化の課題

(1) 住民の参画と協働によるまちづくりの実現

新温泉町総合計画では、第1の柱として「人と人との豊かな関係づくり《自立と協働》」を掲げており、情報化により、住民の主体的な参画と協働によるまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

今後も、町ホームページ等、ICTを活用したよりわかりやすい情報提供・公開を積極的に行っていくことで、住民との信頼関係を築くとともに、利便性の高いサービス提供を積極的に進め、住民の参画と協働によるまちづくりを推進していくことが重要になっています。

(2) 住民サービスの向上

新温泉町総合計画では、残り4つの柱として「安心な暮らしづくり《安心》」「こころ豊かな人づくり《誇り・生きがい》」「豊かな地域産業づくり《活力》」「住みたくなる環境づくり《快適・生活環境》」を掲げており、これらの目標を実現するためには、ICTを有効に活用していくことが重要です。

全国的に高齢化が進むなか、本町における高齢化率も約30%と全国平均を大きく上回っている状況にあるため、特に医療や介護・健康管理のためにICTを活用した仕組みの導入を検討していく必要があります。さらに、防災・緊急情報の提供については、東日本大震災以降、特に住民の関心も高まっており、利用者の視点に立ち、迅速かつ利用しやすい形態で発信できるよう体制を整える必要があります。

このように、快適で安心できる住民の生活を確保するための効果的な情報化施策を積極的に展開していくことが必要です。

(3) 行政事務の効率化

本町における地方分権の確立・行財政改革等の推進のため、情報化による業務改善を進める必要があります。

厳しい財政状況の中で情報化により行政改革を進め、事務事業運営を効率化し、コストの削減やシステムの高度化をねらいとした最適化に取り組む必要があります。現在、国が進めている「自治体クラウド」の動向にも注目し、必要な対応を図っていくことが求められます。

各内部業務に関連するシステムについても、業務効率化の観点から順次導入を図ってきましたが、今後はシステム導入時や入替時を契機として、業務の最適化を検証していくことが重要となります。

(4) 情報基盤の整備と有効活用

町内のインターネット利用環境については既にブロードバンド化が図られており、すべての住民が高速インターネットを利用できる環境が整備されていますが、通信基盤が浜坂地域、温泉地域で異なることから通信速度に格差が生じています。ラジ

オについては受信環境が極めて悪く、また、携帯電話の通信不能地域も一部残っており、その解消に向けた取り組みを継続していく必要があります。防災情報の伝達手段については、旧町間でそれぞれ異なる方式のシステムであることから町全域への一元的な伝達が出来ません。さらに、浜坂地域の防災行政無線は老朽化が進んでおり、本町としての防災情報提供手段のあり方について早急に検討する必要があります。

多様化するメディアや通信機器、住民のインターネット利用用途の拡大などへ柔軟に対応しながら、これらの情報基盤の整備と併せて、その有効活用により住民サービスの向上とコミュニケーションの充実が課題としてあげられます。

(5) 安全性の確保

I C Tの急速な進展により住民の利便性が向上する一方で、コンピュータウイルスや不正アクセスによる個人情報の流出などの脅威も年々増加し、個人情報の保護や情報セキュリティ対策の重要性が広く認識されるようになりました。また、災害、停電等によるシステム停止に備えた安全対策の強化も、併せて求められています。

本町においては、さまざまな脅威から情報資産を守るため、組織的に情報セキュリティ対策に取り組むとともに、研修等を通じて、職員一人ひとりに個人情報の保護と情報セキュリティに対する高い意識を醸成するなど、取り組みを進めてきました。住民が安心してI C Tの恩恵を享受できるように、今後も継続して情報セキュリティ対策の向上に取り組む必要があります。

(6) 情報を利活用できる能力の向上と情報格差の是正

携帯電話やインターネットが主要な情報伝達手段となる中で、これらを使いこなせるか否かにより、得られる情報に格差が生じています。また、町内のいかなる地域においても、同様の情報が得られるよう情報基盤を整備し、地理的な情報格差を是正することが求められています。

誰もがI C Tの恩恵を享受できるようにするため、I C Tに不慣れな高齢者をはじめ、住民一人ひとりの多様なニーズに応じた情報リテラシーの向上を図る必要があります。さらには、地域全体の情報リテラシーの底上げを図るため、情報化リーダーやボランティアなどの人材育成が重要です。

総務省が実施した平成22年度通信利用動向調査において、インターネットの年齢階級別利用率は70歳以上で増加傾向にあるものの、他の年齢層と比べて低い割合となっていることから、高齢者等が日常生活の中でインターネット等を利用できる環境を整備することが必要です。具体的には、身近な公共施設等へ簡単に扱えるタッチパネル式情報端末機の設置や、情報通信機器の利用に関する学習機会の提供、さらには、高齢者や障がい者にも利用しやすい機器の提供や情報伝達手段の多様性を確保することが必要です。

また、外国人観光客及び在住外国人への情報提供の格差を解消するため、ホームページ等行政情報の多言語化についても対応を図る必要があります。

第3章 情報化の基本理念と目標

1 情報化の基本理念

新温泉町総合計画では、まちの将来像を『海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷』— 安らぎと憩いの空間 新温泉町 —と定め「人と人との豊かな関係づくり《自立と協働》」「安心な暮らしづくり《安心》」「心豊かな人づくり《誇り・生きがい》」「豊かな地域産業づくり《活力》」「住みたくなる環境づくり《快適・生活環境》」の5つの柱のもとに新温泉町のまちづくりを進めます。

地域情報化についても、この将来像の実現を目指して取り組むことを基本理念とします。

2 情報化の目標

情報化の目標を新温泉町総合計画の5つの柱に沿って推進することにより同計画を補完しながら、それぞれの施策目標を実現するものとします。

①人と人との豊かな関係づくり《自立と協働》

町からの情報提供の充実を図るとともに、地域、団体からの情報発信や情報交流を促進し、住民が積極的にまちづくりへの参画、協働できる環境の整備を進めていきます。また、電子自治体の推進により、行政運営の効率化・高度化を一層進めるとともに、透明性の高い行政運営を進めます。

②安心な暮らしづくり《安心》

住民の安心・安全な暮らしを支えるため、防災や防犯、交通などの情報提供を充実するとともに、緊急時における情報伝達手段の環境整備を図ります。また、健康で生きがいのある生活を支援するため、健康や医療・福祉・介護に関する情報の提供と共有により住民と行政の連携を深め、地域ぐるみで支え合うまちづくりを進めます。

③こころ豊かな人づくり《誇り・生きがい》

生涯を通じた学習活動の支援により、誰もが学習機会に恵まれ、生きがいを感じられる社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで情報活用能力を習得する機会の拡充と環境整備を進め、地域全体の情報リテラシーの向上を図ります。

④豊かな地域産業づくり《活力》

農林水産業、商工業をはじめとするさまざまな地域産業の活性化のため、情報提供システムの構築や人材育成の支援に努め、にぎわいと活力のある産業育成を図るとともに新規産業の創出を促進します。

⑤住みたくなる環境づくり《快適・生活環境》

自然豊かな環境を守るための情報提供に努めるとともに、快適な生活環境を維持し、高めるため、「いつでも、どこでも、誰でも」住民サービスを楽しむよう、ICTを活用した住民サービスの提供を拡充するとともに、高度情報通信社会に対応した情報基盤の整備に努めます。

3 施策の体系

第2章「情報化の現状と課題」を踏まえ、計画の基本理念・目標のとおり本計画は、新温泉町総合計画で目指すまちの将来像の実現を情報化の進展によって実現させることを目指していることから、総合計画の5つの柱に沿って施策を体系化します。

新温泉町総合計画における施策の大綱（まちづくりの柱）



第4章 情報化推進施策の展開


1 人と人との豊かな関係づくり《自立と協働》

(1) 電子自治体の実現

1) 住民基本台帳ネットワークシステムの機能拡充

住民基本台帳カード（以下、住基カード）は、偽造防止等の観点からセキュリティが高いICカードとされ、さらにそのICチップの中には、それぞれ独立した基本利用領域、公的個人認証利用領域、独自利用領域が確保されています。本町における住基カードの活用方法は限られていますが、今後は住民の利便性の向上と行政事務効率化のために、活用方法の拡大を検討するとともに、住基カードの普及を図るための検討を行い、対応策を実施します。


【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	検討・整備				



2) 総合行政ネットワークの活用

業務システムの標準化・共同化を推進するため、国の行政機関と地方公共団体間とを接続する業務システムについては、総合行政ネットワークシステムを活用します。


【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	段階的拡充				



3) 情報システム及びネットワークの安全対策の拡充

不正アクセスやコンピュータウィルス等による不正侵入の危険に備え、ファイアーウォールの構築や通信データの暗号化、アクセス権資格の設定など、情報漏えい、改ざんが発生しないセキュリティ対策を講じるとともに、システムのバックアップやデータベースの二重化、他ルート化などを行い、ネットワーク保守管理体制の強化を図ります。また、非常時における代替手段の確保についても検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	段階的拡充				



4) プライバシー保護対策の推進、セキュリティポリシーの見直し

行政が保有する個人情報については、オンラインによる事務処理の拡大等により、瞬時に大量にデータの検索・利用が可能となっています。これらの情報に関して利用者個人の裁量で取り扱いが判断されることがなく、プライバシー保護対策に万全を期すよう、セキュリティポリシーを国のガイドラインを踏まえ適宜見直し、適正な運用に努めます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	段階的拡充				
➡					

5) 職員向け I C T 研修の実施

情報化社会に対応した電子自治体構築のため、職員一人ひとりが電子自治体の目的と必要性を十分に自覚するとともに、I C Tを活用した質の高い住民サービスを継続して提供していく必要があります。そのため、職員の情報リテラシー向上に努め、計画的かつ継続的に I C T 研修を実施します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	段階的拡充				
➡					

6) 庁内施設予約システム等の整備、拡充

既に導入済みの庁内施設予約システムの対象を拡大するなど、行政事務の合理化・効率化のための総合的なシステムを構築する検討を行います。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	段階的拡充				
➡					

7) 行政評価への I C T の活用

持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政体制の確立には、行政が行う施策や事業を客観的に評価・検証する「行政評価」の取り組みが、今後ますます重要となってきます。行政評価データの集約及び分析、さらには総合計画に基づく行財政運営との連動、評価結果の公表などに、引き続き I C T の活用を推進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	段階的拡充				
➡					

8) 地図情報のデジタル化の整備（統合型GISの導入）

複数の部署が利用する地図データを各部署が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムである統合型GISの導入を検討し、地図の共用化によるコスト削減、新たな地図利用業務への展開並びに業務の効率化を目指します。また、住民へ視覚的に分かりやすい情報提供を行うという観点から、公開型のGISについても検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	検討		準備	実施	
税務・農林・建設	→				

9) 地籍業務支援システムの活用

これまでに導入したシステムを有効に活用し、効率的な事業推進を図ります。また、地籍調査成果のさらなる有効活用を図るため、統合型GISとの連携についても検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
農林水産課	段階的拡充				
	→				

10) ホームページの拡充

住民の参画と協働によるまちづくりを推進するためには、町政に関する情報をわかりやすい形で提供・公開していくことが必要です。情報通信機器やサービスの普及状況を勘案しながら、ホームページでの情報発信を積極的に行い、町が保有する公開可能な情報をすべてホームページに掲載することを目標とします。さらに、利用者が的確に得たい情報を入手できるような形態にします。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	段階的拡充				
	→				

11) 携帯電話を利用した情報提供

多機能でさまざまなサービスが広がる携帯電話は、住民に最も利用されているモバイルネットワーク端末です。現在、町ホームページの内容を携帯電話で見られるシステムを導入していますが、今後は地域コミュニティの課題解決に、携帯電話の特性を生かしたシステムの拡充を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	段階的導入				
	→				

12) 人にやさしい情報端末機器の整備

役場、温泉総合支所、公民館などの公共施設に公開端末を設置し、住民の情報収集場所の範囲の拡大を図ります。誰もが使いやすい機器を選定するとともに、高齢者や障がい者などに配慮した仕様の情報端末を採用するなど、情報のユニバーサル化を進めます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	検討	準備	実施		
	→				

13) 電子申請・届出システムの導入

ICTを活用し、時間や場所に関係なく行政サービスを提供することで住民や事業者の利便性を向上させるとともに、従来からの申請様式や事務処理方法等、紙の申請等を見直し、行政事務の効率化を図るため、電子申請・届出システムの導入について検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	検討・整備				
町民課	→				

14) 税の電子申告・電子納付への対応

納税者が申告書を自宅で効率よく作成し、インターネットを利用して申告することで、納税者の利便性向上と事務の効率を向上させる必要があります。国税や県税における電子申告実施の状況を踏まえ、税の申告ができるシステムの整備について検討します。また、税の納入がインターネットでできる電子納付システムについても検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
税務課	検討・整備				
→					

15) 各種証明書の自動交付機の導入検討

住民の利便性向上を図るため、住民票、印鑑証明書、税証明書等の自動交付機の設置について、費用対効果や近隣自治体の動向を見極めながら導入を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
町民課	検討・整備				
税務課					
→					

16) 農家基本台帳システムの適正管理

社会情勢の変化から農地政策を見直していく上で、耕作放棄地の解消に向けた取り組み、優良農地の確保対策の充実、強化、農地の集積、有効活用を推進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
農林水産課	運用				
→					

17) 情報分野の事業継続計画（BCP）の策定

大規模な災害、事故等が発生した場合でも、住民に必要な行政機能を喪失することがないように情報分野の事業継続計画（BCP）を策定します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	検討	準備	実施		
→					

18) クラウドコンピューティングの導入検討

行政システムにクラウドコンピューティングを利用するにあたり、国で進めている実証実験の成果を踏まえ、セキュリティや費用対効果を検証し、個々のシステムごとに導入を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
総務課	検討・整備				

(2) 住民参加のまちづくりの推進

1) パブリックコメント制度の活用

主要な施策や行政計画の策定に際して住民参画を推進するとともに、ホームページ等を活用して公開し、住民や事業者から意見や意思決定にあたって参考となる情報、専門知識の提供を受けるパブリックコメント制度の活用を推進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	段階的拡充				

2) 地域SNSの構築

行政と住民、企業等との協働によるまちづくり、地域社会における情報の共有化、住民ニーズによる政策形成等のため、インターネットで町が抱える課題や施策の方針などについて住民同士が自由に議論・情報交換を行うことのできる地域SNSの構築を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	検討		準備		実施

3) 町議会のインターネット配信

住民に議会運営について身近に感じてもらい、町政参加への関心を高めてもらうことを目指し、町議会の映像をインターネットで配信するシステムの導入を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
議会事務局	準備・実施				

(3) 町政情報提供の充実・公開の推進

1) ホームページの拡充 [再掲]

2) 夢ネット自主放送による情報発信

住民が身近にあるテレビでさまざまな行政情報を入手できるように、夢ネットの自主放送番組の充実を図ります。また、住民が広く自主放送番組を視聴することができる環境を整備するため、番組のインターネット配信等についても検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	段階的拡充				
	➔				

3) 多様なメディアによる情報発信

ホームページ、行政無線放送、CATV等、住民に提供している情報提供手段について、多様なメディアによって住民が必要な行政情報を得られるよう、それぞれの特徴を生かした効果的な情報発信に努めます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	段階的拡充				
	➔				

(4) コミュニティ活動・ボランティア活動の活性化

1) コミュニティ活動の活性化

住民や各種団体、ボランティア等が地域活動に役立つ情報の入手や、情報共有・情報交換できるシステムを構築するとともに、地域活動拠点の情報化を推進し、住民活動のネットワーク化を進めます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	段階的实施				
社会教育課	➔				

2) ボランティア情報等のデータベース化

ボランティア活動の促進を図るため、団体や活動内容の情報をはじめ、企業や民間団体、行政の行う支援活動に関する情報をデータベース化するなど、総合的な情報提供を行うシステムの整備に取り組みます。さらに、ボランティアの需要と供給のコーディネートができるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携しながらシステムの整備についても検討し、効率的なボランティア活動の実現を目指します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
福祉課	段階的实施				
→					

(5) 国際交流等の推進

1) 近隣自治体などとの交流

山陰海岸ジオパーク構成市町をはじめ、コリドー21（因但県境自治体会議）など他の自治体との交流を推進し、行政はもとより住民レベルでの交流も促進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課 商工観光課	段階的实施				
→					

2) 「交流人」との交流

新温泉町出身者や新温泉町のファンである交流人に対して、ふるさと情報や観光情報など積極的に情報を発信し、交流を促進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
商工観光課	段階的拡充				
→					

3) 国際交流に関する情報の受発信機能の拡充

ホームページを活用して各種国際交流事業・協力団体に関する情報、国際交流活動を行う住民と外国人等との間の意見交換や情報交流が活発化される情報等を収集、提供します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
商工観光課	段階的拡充				
→					

2 安心な暮らしづくり《安心》


(1) 防災体制の充実

1) 防災情報システムの整備・運用（災害・防災情報の発信）

兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、防災行政無線、CATV告知放送のほか、新たな情報提供媒体であるしんおんせん防災ネットやエリアメール、公共情報 commons 等と既存メディアとの効果的な相互補完・連携方法を検討し、住民への防災意識の啓発や災害発生時の状況などの最新情報を迅速に提供します。

災害発生時においても、携帯電話、インターネット、衛星電話等の多様なメディアを活用し、災害、安否、救援、ボランティアなどの正確な情報を迅速に収集・提供を行います。また、既存のシステムと全国瞬時警報システム（J-ALERT）を連携させ、災害・防災情報を一元的に管理・共有できるシステムの構築を検討します。


【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
町民課	段階的拡充				



2) 防犯システムの構築

地域の防犯等に関する情報を住民と共有するため、関係機関からの不審者情報等を必要により防災行政無線、CATV告知放送で提供するとともに、しんおんせん防災ネットを利用して配信します。また、ICTを活用した防犯カメラの設置を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
町民課	検討・整備				



3) 情報分野の事業継続計画（BCP）の策定 [再掲]

(2) 消費生活の支援

1) 消費情報の提供

近年増え続ける消費者被害を防ぐため、出前講座の開催やインターネット等を通じて、悪質商法への注意喚起や消費生活情報の提供に努めます。また、消費生活全般に関する相談に専門の相談員が応じる消費生活相談室を活用し、消費者が安心した生活を送ることができるよう支援します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
町民課	段階的拡充				
→					

(3) 保健・医療・福祉サービスの充実

1) ICTを活用した高齢者等への支援システムの拡充

町内における高齢者人口は年々増加しており、見守りが必要な高齢者等、要援護者への支援システムに対するニーズは年々高まっています。ひとり暮らし老人等の世帯に対する緊急通報システムの拡充を図るとともに、要支援者等の情報を民生委員等が容易に把握可能なICTを活用したシステムについて、導入を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
福祉課	段階的拡充				
→					

2) 子育て支援事業の拡充

子育て支援センターを中心にして、子育てに関する情報を収集するとともに、町ホームページを利用して、子育てグループや子育てに関する各種情報を発信するなど、子育てが安心できる支援体制を確立します。また、子育て電話相談の充実を図るなど、ニーズに応じた子育て支援活動を推進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
福祉課	段階的拡充				
→					

3) 総合的な保健・医療・福祉情報のネットワーク化の推進

保健・医療・福祉相談の窓口において、住民が照会したい情報をネットワーク化し、住民からの相談や申請手続きに迅速に対応し、住民の利便性向上を図ります。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
健康課	検討・整備				
福祉課	▶				

4) 医療現場における情報化の拡充

患者診療情報システム（検査、看護、病歴等の管理）等の整備を進め、質の高い医療サービスの提供と医療の効率化を図ります。また、将来を見据えた医療連携の強化及び保健・福祉との連携を推進するため、電子カルテをはじめ、ICTを活用したシステムの導入を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
健康課	検討・整備				
浜坂病院	▶				

5) 情報のユニバーサル化対策の推進

地理的な条件や年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが不自由なく情報を活用することができるよう、情報のユニバーサル化に取り組みます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	段階的实施				
	▶				


3 こころ豊かな人づくり《誇り・生きがい》

(1) 生涯学習活動の推進

1) ICTに関する学習機会の拡充

住民の情報リテラシー向上のため、公民館講座・高齢者大学講座などを通じて住民向けのICT講習会やインターネット教室等の開催・充実を促進します。特に、ICTへの関心が低い傾向にある高齢者の基礎的情報リテラシーを向上させるため、インターネットを利用するための普及活動や相談業務の実施等、情報格差の解消を推進します。


【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
社会教育課	段階的拡充				



2) 図書館情報システムの拡充

加藤文太郎記念図書館において、貸出・返却・資料検索などを行っている現行システムを拡充することにより、インターネットや携帯電話を活用した蔵書・資料検索、図書の貸出予約等の手続きが行えるシステムを整備します。図書館における情報活用環境を充実させることで住民の利便性向上を図るとともに、効率的な図書館運営を目指します。


【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
社会教育課	検討・準備	実施			



3) 公共施設案内予約システムの整備

インターネットや携帯電話等を通じて、町内の公共施設の紹介や空き状況の検索、予約受付システムの導入を検討し、住民や事業者の利便性の向上を図るとともに文化・スポーツ活動を支援します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	検討		準備	実施	



4) コミュニティ活動の活性化 [再掲]

(2) 学校教育の充実

1) 教育用ネットワーク基盤の整備

すべての町立小中学校に校内LANを構築し、インターネットへの接続環境を整備していますが、今後、総合学習の推進や多様な教育ニーズへの対応・電子学習教材の共有など、児童・生徒の学習活動を支援するため、ICT環境の整備を進め、学習環境の向上に取り組みます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
学校教育課	段階的拡充				
➡					

2) 情報教育の推進

児童・生徒がICT機器を最大限活用し、学習効果を高めるため、パソコンやインターネットの基本的操作・活用能力の育成を図ります。また、インターネット、メール等によるさまざまな犯罪、被害に遭わないよう情報モラルの向上に取り組みます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
学校教育課	段階的拡充				
➡					

3) 教職員の情報リテラシーの向上

教職員がICTを効果的に活用した授業を展開するとともに、校務の情報化を効率的に実施するため、コンピュータ操作研修等を充実させ、教職員の情報リテラシーの向上を図ります。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
学校教育課	段階的拡充				
➡					

4 豊かな地域産業づくり《活力》

(1) ICTを活用した地域産業の振興

1) 農林水産業情報の提供

農業協同組合・農業改良普及センター・漁業協同組合と連携を取りながら、インターネットを活用して栽培技術情報や病虫害情報、後継者募集情報、漁海況情報、朝市開催情報、流通情報などを提供し、生産性・安全性の向上や地産地消、町内への定住・就業、都市との交流を促進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
農林水産課	段階的实施				
→					

2) 観光情報提供システム等構築の支援

地場産品や観光資源等のインターネットによる提供情報の内容を充実させ、商店街や地域産業の振興を図ります。また、観光名所、イベント、宿泊等の情報についてもインターネット等を活用した提供を推進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
商工観光課	段階的实施				
→					

3) ICTを活用した商工業の活性化支援

町内の商店や中小企業等の情報化を促進するため、商工会等と連携を取りながら、ニーズに応じた情報提供や講習会開催等を支援します。また、ICTを活用したインターネット上での商取引をはじめ、町内商店街等のポータルサイト構築を支援します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
商工観光課	段階的实施				
→					

5 住みたくなる環境づくり《快適・生活環境》

(1) 環境にやさしいまちづくりの推進

1) 環境情報の収集・提供・活用機能の強化

ホームページ等を通じて環境に関連する各種の情報を積極的に公開していくとともに、環境関連の情報を管理する各機関や民間団体等との連携のもと、情報の収集・共有化を図り、住民への環境保全に対する意識啓発を図ります。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
町民課	段階的拡充				
→					

2) ごみの減量化・資源化情報の提供

住民や事業所に対し、ごみ処理量の実績や減量化・資源化への取り組み事例などの「ごみ」に関する情報について、ホームページ等を通じて発信します。それとともに、減量化・資源化の基本である分別の徹底に向けた啓発も行います。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
町民課	段階的拡充				
→					

(2) 高度情報都市の構築

1) インターネット接続環境（情報通信基盤）の整備促進

地域間の情報通信環境の違いから、地域による接続速度に格差が生じており、その格差解消に取り組みます。今後は光ブロードバンドのみならず、携帯電話や次世代高速無線通信など多様なインターネット接続環境の整備について検討し、通信環境の充実に努めます。また、公共施設等に公衆無線LANを設置して、スマートフォン、タブレット端末等で自由にインターネット接続できる環境整備を進めます。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	検討・実施				
→					

2) 携帯電話通話エリアの整備推進

本町における携帯電話の通信不能地域は、町が実施した移動通信用鉄塔施設整備事業や民間事業者の努力によってほぼ解消されていますが、町内全域で携帯電話が通話可能になるよう取り組みを継続します。また、今後携帯電話の機能が進化する中で、住民がその利便性を享受できる設備の整備に向け、事業者に働きかけを行います。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	検討・実施				
→					

3) 情報システム及びネットワークの安全対策の拡充 [再掲]

4) プライバシー保護対策の推進、セキュリティポリシーの見直し [再掲]

5) 情報のユニバーサル化対策の推進 [再掲]

6) ラジオ放送難聴解消に向けた取り組み

ラジオ放送受信環境は整っていないのが現状であり、受信状況、住民の意向等把握しながら関係機関との協議を継続し、ラジオ放送難聴解消に向けた取り組みを推進します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
企画課	検討・整備				
→					

(3) 都市基盤整備事業の推進

1) 地図情報のデジタル化の整備（統合型GISの導入）[再掲]

2) 上下水道施設管理システムの導入

住民の生活に欠くことのできない上下水道施設を健全に維持管理するためには、予防保全に努めなければなりません。そのために上下水道施設の状況を絶えず監視し、異常の早期発見をすることはもちろん、ICTを活用した運営データ管理によって計画的な保全ができるシステムの導入を検討します。

【目標スケジュール】					
担当課	年 度				
	24	25	26	27	28
上下水道課	検討・整備				
→					

第5章 計画推進にあたって

1 推進体制

(1) 全町的な推進体制

本町の目指す情報化社会を実現するための各種施策の推進については、町が行政施策として展開するだけでは不十分であり、行政と住民、企業など民間等の相互の連携が必要です。民・産・学・官のそれぞれが適切な役割を担うことにより、情報化の推進を図り、情報交流などによる地域の活性化を促進していくことが大切です。

そのため、住民や各種団体が本町全体の情報化に参加し、意見や提案等が十分施策に反映できる体制づくりに努め、連携を図っていきます。

(2) 庁内推進体制と進行管理

本町における情報化を推進するにあたり、行政全体で一体的に情報化計画を推進する、「新温泉町情報化推進本部」を設置し、町長をトップとして全庁的な推進体制を整備してきました。同本部では、システム整備をはじめとして、計画の進行状況、効果等を調査、把握し、各課並びに関係職員に改善等の指導、助言を行うとともに、国・県の情報化の動向やハード、ソフト両面にわたるICT技術の進展、ことに最近注目されつつある自治体クラウドのように、本町の施策に大きく影響を受ける分野もあることから、国・県との連携も視野に入れ、本計画の見直しや修正を行います。

さらに、本計画の進行管理を行い、住民のニーズ等を計画や施策に反映させるため、住民や有識者、専門家などによる新温泉町情報化推進委員会を適宜開催します。同委員会では、計画に沿って各種施策が着実に、効果的に行政内部において展開されているかを住民の立場で定期的に協議、監視します。また、必要に応じて担当課長等の意見を聴くほか、町長に建議します。

(3) 普及啓発

本計画による情報化施策が広く認識され、住民の積極的な参画が得られるよう、ホームページ等により積極的に情報発信するとともに、広報誌、新聞などのメディア、出前講座などを活用し、さまざまな機会を捉えて住民・企業・各種団体などへの普及啓発に努めます。

(4) 情報化施策の見直し

ICTは他の分野にも増して技術進歩が急速であることや、社会ニーズ、規制緩和等の変化が激しいことから、財政状況や国の動向、住民ニーズ等の変化などを見極めながら、計画の検証・見直しを的確に実施していきます。

(5) 国、県等の補助事業の導入

情報化社会の実現に向けた情報化の進展は、国や県においても積極的に取り組まれ、さまざまな補助事業等が展開されており、町の取り組みに合致し、推進を加速することが期待される事業については、積極的に補助事業を活用します。

2 留意事項

(1) 個人情報の保護とセキュリティ対策

急速に進展する情報化は、効率性や利便性を飛躍的に向上させる反面、情報漏えい等の危険性も併せ持っています。行政が保有する個人情報等の情報資産を保護し、情報システムを安全に運用管理するため、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを確立し、セキュリティポリシーに則した運用管理を徹底する必要があります。また、ICTの著しい進展を勘案し、適宜セキュリティポリシーの見直しを行い、社会情勢に適合した情報セキュリティ対策を行う必要があります。

(2) 情報格差（デジタルデバイド）の解消

情報化の推進とともに、情報化の利便性を享受できる人と、そうでない人との差、いわゆるデジタルデバイドの発生が新たな課題となりつつあります。すべての住民が、地理的な条件や年齢、性別、障がいの有無等、国籍または時間的制約にかかわらず、誰もが公平に情報化による利便性の向上を享受できるように配慮した施策を展開する必要があります。

(3) 住民、企業等と連携した取り組みの推進

情報化を推進し、地域の発展に活用していくためには、行政だけの取り組みでは不十分です。このため、住民、企業等との主体的な活動と相互に連携を図り、取り組み体制を整備することに留意する必要があります。

(4) 既存メディアの有効活用

町内には、広報や新聞などの印刷メディアでの情報提供のほかに、一部の地域でケーブルテレビ、いわゆる放送メディアによる情報提供があります。また、パソコンや携帯電話でのメール、インターネット等、ICTを活用した情報提供も可能です。すべての住民に必要な情報を的確に届けるため、既存メディアと新しい情報伝達手段を適切に組み合わせるなどして、同じ情報を複数の媒体で提供するという配慮も必要です。

(5) 行財政改革の推進

情報化は組織のスリム化や再編、開かれた行政の実現などをはじめとする行政改革の手段として非常に有効です。ICTの普及に対応して単に既存の事務を電子化するのではなく、業務体系の見直しを行うとともに、効果的な情報化投資を実現するため、費用対効果を十分勘案しながら進める必要があります。

資料

1 新温泉町情報化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における新温泉町情報化計画に基づく情報化の推進を図るため、新温泉町情報化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報化の推進及び情報化計画の見直し、修正に関すること。
- (2) その他情報化推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長	総務課長	企画課長	税務課長	町民課長	健康課長	福祉課長	商工観光課長
農林水産課長	建設課長	上下水道課長	牧場公園長	総合支所長	公立浜坂病院事務長		
出納室長	学校教育課長	社会教育課長	議会事務局長				

2 新温泉町情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における新温泉町情報化計画に基づく情報化の推進を図るため、新温泉町情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、情報化の推進に関する重要事項を調査協議し、その結果を町長に報告するとともに、必要な意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

3 新温泉町情報化推進委員会委員名簿

	氏 名	備 考
委員長	秦野 諭示	1号委員
副委員長	中村 義孝	2号委員
委 員	朝野 泰昌	1号委員
委 員	大林 雅	1号委員
委 員	岡田 照男	1号委員
委 員	田中 桂子	1号委員
委 員	中川 幸男	1号委員
委 員	仲山 茂生	1号委員
委 員	宮階 弘志	1号委員

4 第二次新温泉町情報化計画策定経緯

年 月 日	項 目	内 容
平成23年10月 4日	第1回情報化推進委員会開催	委嘱状交付、委員長・副委員長の選出、策定方針・スケジュールの確認、情報化の現状について報告
平成23年11月10日 ～11月24日	第一次情報化計画の進捗状況調査並びに第二次情報化計画における施策のとりまとめ	各担当課へ調査実施
平成24年1月11日	第一次情報化計画の進捗状況ヒアリング	各担当課へヒアリング実施
平成24年2月13日	パブリックコメント開始	
平成24年2月20日	第2回情報化推進委員会開催	第一次情報化計画進捗状況調査結果の検討、第二次情報化計画素案の検討
平成24年3月 5日	パブリックコメント終了	意見なし
平成24年3月22日	第3回情報化推進委員会開催	第二次情報化計画案の最終検討
平成24年4月 2日	情報化推進本部会議開催	
平成24年4月 2日	第二次新温泉町情報化計画策定	

5 用語解説

アクセス (access)

コンピュータで情報の入力や取り出しを行うこと。または、ネットワークを介して他のコンピュータに接続すること。

インターネット (internet)

世界中の大学、政府組織、企業、個人などのネットワークを相互接続した大規模なネットワーク。一般利用者は専用線や電話回線で接続し、情報の検索や閲覧、電子メールやファイルの送受信、オンラインソフトの入手などができる。

イントラネット (intranet)

インターネットの技術を利用し、特定のエリアと組織内メンバーなどの限定されたユーザーのみを対象として構築された情報通信網。

インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

エリアメール

気象庁が配信する緊急地震速報や地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる NTT ドコモの携帯電話向けサービス。

オンライン (online)

機器同士が物理的、あるいは論理的に接続された状態のこと。一般的には、インターネットやパソコン通信といったネットワークに接続され、利用できる状態のこと。

オンデマンド (on demand)

顧客や利用者からの要求に応じて、データを送ったりサービスを提供すること。

ガイドライン (guideline)

国や自治体など関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。法的な拘束力はない。

グループウェア (groupware)

組織内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、電子メール機能、電子掲示板機能、スケジューラ機能、施設予約機能などがある。

クラウド (cloud)

クラウドコンピューティングとも言う。データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるサーバー群 (クラウド (雲)) にあって、ユーザーは自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用することができる新しいコンピュータネットワークの利用形態のこと。

公共情報コモンズ

地域の安心・安全に関する情報をテレビなどの各種メディアを通して迅速・効率的に住民に伝達することを目的として、総務省が提唱し、普及を推進している情報流通基盤。

公衆無線LAN

公衆無線LANは、無線を利用した高速インターネットへの接続サービス。移動中でも駅や公共機関、宿泊施設、喫茶店、ファストフード店などの人の多く集まる場所などにアクセスポイントが設置されていれば、そこからインターネットを利用することができる。

コリドー21（因但県境自治体会議）

鳥取県と兵庫県の県境に位置する自治体が県境の壁を越え、行政、経済、文化などの連絡調整を行いながら各町の発展と圏域の振興を図ることを目的として、平成8年5月に結成し、現在は、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、香美町、新温泉町の1市5町で組織している。

コンピュータウイルス（virus）

コンピュータに侵入し、正常な操作をできなくさせたり障害を与えたりするプログラム。

事業継続計画（BCP）

Business Continuity Plan（またはPlanning）の略。自然災害やテロ、新型インフルエンザの発生など、事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、リスクを最小限にとどめるとともに、継続に必要な最低限の業務や、復旧時間や対応策などを定めた行動計画。

住民基本台帳カード

居住する市区町村で交付が受けられるセキュリティに優れたICカード。申請や届出時の本人確認などに利用される。本人の申請で有料交付され、写真付きと写真なしの2種類があり、写真付きは個人の証明書としても利用できる。

スマートフォン（smart phone）

携帯電話の一形態。インターネット、スケジュール管理、パソコンで作成された各種ファイルの閲覧などの機能を備え、パソコンと類似の使い方ができる。通常の携帯電話より広い液晶画面や、文字入力用キーボードを備えた製品が多い。代表的なものにApple社のiPhoneやGoogle社のAndroidを採用して開発された製品がある。

セキュリティポリシー（security policy）

ネットワーク上のコンピュータシステムのセキュリティ（安全・機密保護）性を、具体的な方法で維持するための対策規定。

地上デジタルテレビ放送

地上波を利用したデジタル方式のテレビ放送。従来のアナログ方式のテレビ放送に比べ、高画質化や多チャンネル化を図ることができるほか、パソコン等との相互接続が容易となるとともに、電波の有効利用を図ることが可能となる。

タブレット端末

タッチパネル式などの表示・入力部を持った携帯可能な薄い板状のコンピュータなど。Apple社のiPadなどがある。

デジタルデバインド（digital divide）

パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる情報格差。または、情報技術を持つ人と持たない人との間に生じる経済格差のこと。居住地・収入・学歴・人種・性別などさまざまな要因で生じるとされる。

データ放送

テレビ電波に文字、画像やレイアウト情報等のデジタルデータをのせて流す放送サービス。ニュースや天気予報、株価等の情報を取り出すものや、視聴者が番組を見て買い物したりクイズに回答するなど双方向性のサービスもある。

データベース (database)

複数のアプリケーションソフトまたはユーザーによって共有されるデータの集合のこと。また、その管理システムを含める場合もある。

パブリックコメント (public comment) 制度

行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見、情報を考慮して意思決定を行う制度。

光ファイバ

ガラスなどの細い繊維できている光を通す通信ケーブルで、超長距離・大容量のデータ通信が可能。セキュリティも高いとされている。

ブロードバンド (broadband)

データ伝送の分野において、広域帯のこと。狭義には、複数の信号を同一の伝送路（光ファイバやケーブル）で送る方式を指す。近年は、単に高速度で大容量のADSLや光ファイバ等のデータ転送のことを指すことが多い。動画の伝送などネットワーク上の高度なサービスを実現する。

ファイアーウォール (fire wall)

ネットワークへの不正侵入を防ぎ、利用者の接続統制などを行うホストコンピュータ。インターネットとの接続を1ヵ所にまとめ、情報の流れを制御する方式。

ホストコンピュータ (host computer)

ネットワークに接続されているパソコンなどからの計算や制御の要求を集中して処理するコンピュータのこと。サーバーが典型的な例であるといえる。

ポータルサイト (portal site)

インターネットにアクセスするとき、玄関口となるウェブサイト。

ホームページ (homepage)

インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。文字だけでなく画像や音声も入れられる。

モバイル (mobile)

オフィスや自宅以外の場所から、携帯型パソコンや携帯電話等のデジタル機器を使い、ネットワークを通じて情報のやりとりをすること。

ユニバーサル (universal) 化

地理的、人的要因（例えば高齢者や身体障がい者）に起因する情報格差を是正する意味で用いられる。

メディア (media)

媒体。手段。特に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体。

リテラシー (literacy)

読み書き能力のこと。情報やコンピュータを扱う能力。情報リテラシーは、コンピュータを使用して情報を活用する能力。

ADSL (Asymmetric Digital subscriber line)

非対称デジタル加入者線。一般家庭に広く普及している電話回線を使って双方向高速データを伝送できる技術の一つ。上りと下りの転送速度が違う。電話回線に専用モデムを接続することにより、通常より高い周波数の搬送波を使って、インターネットの高速で安価な常時接続環境を提供する技術。

CATV (Community Antenna Television)

電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年では、テレビ放送だけでなく、インターネット接続やIP電話などのサービスも広く行なわれている。

e-Japan 戦略

すべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて、「市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」とした。重点政策として、超高速ネットワークインフラ整備、電子商取引、電子政府の実現、人材育成の強化を目指した。

e-Japan 戦略Ⅱ

IT基盤を生かした社会経済システムの積極的な変革として、医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービスの7分野で具体的な方策を示し、先進的な取り組みを行うこととした。

GIS (Geographic Information System)

地理情報システムのことで、コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能がある。「統合型地理情報システム」は、行政内部で保有し、複数の部署が利用する地図データを各部署が共用できる形で整備し、利用していく横断的なシステムのことで。

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信に関する技術一般の総称。日本ではIT (Information Technology: 情報技術) が同様の言葉として一般的だが、国際的にはICTを使う場合が多く、日本でも定着しつつある。

i-JAPAN 戦略2015

2006年1月に発表した「IT新改革戦略」を引き継ぎ、2015年までに実現すべきデジタル社会の将来像と実現に向けた戦略。国民の視点に立った人間中心のデジタル技術が、普遍的に国民によって受け入れられるデジタル社会の実現を目指し、電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人材分野の3つを三大重点分野としている。

IT (Information technology)

情報通信技術、情報技術と訳される。コンピュータやインターネットを支える器具類やインターネットに代表されるように、文字や音声、映像など多様な形態の情報の迅速な収集・伝達や高度な情報処理を行うこと。

I T 基本法

2000年11月に制定された法律で、正式名称を「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」。すべての国民がI Tの成果を享受できる高度ネットワーク社会の確立を目指し、その実現のために「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの整備」、「電子商取引の促進」、「行政の情報化の推進および公共分野の情報化」などが掲げられた。

I T 新改革戦略

2010年度までに重点的に対応するものとして、「I Tの構造改革力の追求」、「I T基盤の整備」、「世界への発信」の三つの政策を掲げて取り組みを行った。

J - A L E R T

消防庁が整備した全国瞬時警報システムの通称。津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて消防庁から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達する。

L A N (Local area network)

会社内など特定の範囲に構築された通信ネットワーク。構内ネットワークともいい、建物内や事務所の構内など同一組織内でコンピュータや周辺機器などを設置し、データやプリントなどを共有するネットワークのこと。例：庁内L A N（行政）、校内L A N（学校）など。

P D C A サイクル

典型的なマネジメントサイクルの1つで、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（改善）のプロセスを順に実施する。このプロセスを繰り返すことによって、事業の円滑及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

S N S (Social Networking Service)

社会的ネットワークをインターネット上で構築し、人とのつながりを促進・サポートするサービス。

T w i t t e r (ツイッター)

今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような140文字以内の短い文章で投稿できる情報サービス。不特定多数の人に対して今自分がしていることを共有することができる。S N Sのひとつ。

第二次新温泉町情報化計画

発行日 平成24年3月

発行 新温泉町

編集 企画課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地1

Tel 0796-82-3111 / Fax 0796-82-3054

ホームページ : <http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>

E-mail : kikaku@town.shinonsen.lg.jp